

富山地方裁判所委員会（第12回）議事概要

1 開催日時

平成21年5月26日（火）午後2時00分から午後4時00分まで

2 開催場所

富山地方裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

【委員】

青木正良，石須秀知，岩井隆義，木村聡，西川浩夫，星野富一，山崎佐和子，
山崎隆志

【ゲストスピーカー】

富山地方検察庁荒木次席検事

【事務担当者】

畦地刑事首席書記官，中川事務局長，藤田総務課長，笠松総務課課長補佐，安
田庶務係長

4 進行次第

(1) 委員長あいさつ

(2) 新任委員の紹介，新任委員のあいさつ

(3) ゲストスピーカーの紹介，ゲストスピーカーのあいさつ

(4) 議事

ア 委員長代理の指名

岩井委員を委員長代理に指名した。

イ 前回のテーマ「労働審判制度について」に関する報告

別紙1のとおり

ウ 今回のテーマ「裁判員制度の施行を迎えて」についての説明

別紙2のとおり

エ 質疑応答及び意見交換

別紙3のとおり

オ 次回テーマ

「裁判員制度について」

カ 次回期日

平成21年11月24日（火）午後2時00分

(5) 退任委員のあいさつ

以 上

(別紙1)

前回のテーマ「労働審判制度について」に関する報告

前回の委員会での意見を踏まえ、当庁における対応について、中川事務局長から、次のとおり、報告がされた。

- 1 富山労働局主催の富山個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会が2月24日(火)に開催され、当庁からも担当職員が出席し、関係機関で統一したパンフレット「労働関係紛争にかかる相談窓口・解決制度のご案内」を作成した。
- 2 同協議会において、各関係機関の相談窓口担当者が、各関係機関における手続の特徴を容易に理解し、紛争当事者のニーズにあった適切な機関、手続の紹介をするための「個別労働紛争解決制度 各手続説明書」を作成し、労働紛争についての相談に活用することとした。
- 3 5月29日(金)に、各関係機関における手続の特徴を容易に理解し、紛争当事者のニーズにあった適切な機関、手続の紹介をするため、当庁の相談窓口担当者を対象とした労働紛争関係窓口研修を実施する予定である。

(別紙2)

今回のテーマ「裁判員制度の施行を迎えて」についての説明

1 一般の国民が裁判に十分に関わることができるための工夫

岩井委員から、次のとおり、説明がされた。

(1) 選任手続における工夫

辞退の申出をした裁判員候補者については、できる限り裁判員等選任期日までに辞退を認めるか否かの判断をし、辞退が認められた裁判員候補者の期日の呼出しを取り消す。

裁判員等選任期日において、集団質問方式も採用する。

裁判員に選ばれなかった裁判員候補者には、裁判長が謝意を表す。

(3) 審理における工夫

公判前整理手続において争点を明確にし、証拠を厳選する。

検察官及び弁護人には、分かりやすい主張、立証をしてもらう。

裁判員に法廷でのやりとりに集中していただくため、音声認識システムを活用し、評議の際に、必要な場面を速やかに確認できるようにする。

(3) 評議における工夫

評議において、裁判員が意見を述べやすい雰囲気作りを検討してきた。

話し合いを円滑にするために、ホワイトボードを活用したり、裁判官の意見の言い方やそのタイミングを工夫する。

2 参加しやすくするための工夫、裁判員制度定着のための工夫

藤田総務課長から、次のとおり、説明がされた。

(1) 広報活動

出張講義、団体訪問、憲法週間行事、法の日週間行事を行った。

(2) 育児、介護サービス

裁判員候補者へ育児、介護サービスについての情報提供をする。

(3) 障害者の参加

障害者団体と協議をし、要望等を聴取した。裁判所としては、裁判員候補者となった障害者の抱えている事情や障害の程度などを早期に把握し、柔軟に対応する。

(4) 報道対応

公判前整理手続や質問手続についての情報提供のほか、裁判員経験者の記者会見の実施を検討している。

(5) 裁判員等に対する謝意の表明

裁判員等に対し、裁判所として、感謝の意を伝える方法として、感謝レターの交付、裁判員バッジ等の配布をする。

(6) 裁判員の安全確保の方策

裁判員が安心して審理に参加していただくため、必要に応じて、警備をするほか、民間の警備員も活用する。

裁判員が裁判中あるいは裁判終了後に被害を受けるなどした場合を想定して、警察と連携する。

(別紙3)

質疑応答及び意見交換 (□委員長, ○委員, △ゲストスピーカー)

1 一般の国民が裁判に十分に関わることができるための工夫の説明についての質疑応答

- 裁判は時間を要するという印象があり, 報道によると現実は何年もかかっている刑事裁判があるようですが, 裁判員裁判は, 実際に3日ないし5日間程度で審理できるのですか。
- 大抵の事件は3日ないし5日間程度で審理できますが, これまでの例では何年もかかっていたような事案の複雑な事件については, 裁判員裁判でもそれより多く審理日程を要すると考えています。
- 途中で, 裁判員を辞めることはできるのでしょうか。
- 裁判員裁判の途中で, 理由もなく裁判員を辞めることはできません。

裁判員裁判は, 公判前整理手続で審理日程を決めるのですが, 公判前整理手続の結果, 例えば, 事案が相当複雑であるとして審理日程が10日間と決まった場合, 裁判員候補者には, 審理日程が10日間であることを前提に裁判員等選任手続期日に来ていただきますので, 事情があって10日間の審理に参加することが困難である裁判員候補者については, 辞退の申出をしていただき, 裁判所において辞退を認めるかどうかを検討することになります。

なお, 裁判員が, 途中で裁判員の職務を続けることが困難になった場合は, 裁判員を解任し, あらかじめ選任していた補充裁判員が代わりの裁判員となり, その後の審理を続けることとなります。

2 参加しやすくするための工夫, 裁判員制度定着のための工夫の説明についての質疑応答

- 裁判員等が利用する育児サービスについては, 裁判所として, どのような働きかけをしたのですか。
- 住所が富山市以外の裁判員等も富山市の保育所を利用できるようにすること

などについて、働きかけをしました。

3 意見交換等

△ 検察庁では、3年くらいをかけ、裁判員裁判に向けた準備を進めてきたところでは。

そのうちのひとつとして、広報活動として出前講義を行ってきました。出前講義は、3年間で、300回以上を行い、参加者は1万人を超えています。

また、模擬裁判を通じて、一度聞いたら事案の内容が分かり、争点が把握できる分かりやすい主張と立証の方法を検討してきました。

そのほかにも、通常の裁判を一般の方に傍聴してもらい、検察官の立証活動などについてアンケートを実施しました。その結果は、分かりやすく、的確で、手短かな立証が行えているとの評価をいただいています。

検察官としては、主張や立証の方法は変えましたが、被告人が有罪で間違いないとする証拠を捜査で集め、真実を明らかにするという点については、従来と変えたつもりはありません。ただ、裁判員制度が施行されることで、より分かりやすい工夫をしているだけです。

有罪であると認められた場合に適切な刑罰が与えられるよう主張することも従来と変わるものではありません。

富山県においては、現時点で、裁判員対象事件はまだ起訴されていませんが、検察庁としては、引き続き、裁判員裁判に向けた努力を重ねます。

○ 弁護士会では、法曹三者で協力して広報行事を行いました。

裁判員裁判に向けた取組みとしては、日本弁護士連合会が開催する裁判員裁判における法廷での弁護技術についての研修会に、県内の弁護士も参加しています。しかし、そのような研修は、否認事件を中心としたものとなっており、自白事件における情状立証等についての研究は遅れているのではないかと考えています。

また、裁判員裁判では、弁護人も量刑を主張する場面があるのではないかと

感じています。そのためには、弁護人としても、過去の量刑を調査し、分析する必要があると思っています。

裁判員裁判においてどのような弁護活動をするのか課題はありますが、私自身、裁判員裁判対象事件の弁護を経験したことがなく、スキルアップする機会がないと感じており、実際に裁判員裁判の被告人の弁護人となった場合、大変ではないかと思っています。

□ 裁判員裁判は、多くが3日間程度で終了するのではないかと考えられていますが、弁護人として、3日間連続して公判期日に立ち会うのは難しいと感じていますか。

○ 何とかできるのではないかと思います。ただ、その期間中、顧問契約先の企業等からの急ぎの依頼や相談を断らざるを得なくなると、契約が継続できないおそれがあるなど自営業者としての不安はあります。

また、5日間や10日間かかる裁判員裁判であった場合に、弁護人として対応できるかどうかについては、悩ましい問題です。

□ 昨年1年間に富山地裁で審理した裁判員裁判対象事件であれば、何日くらいの日程になりそうですか。

○ 事案の複雑な事件は少なかったと思いますので、ほとんどの事件で余裕のある審理日程としても3日でできると考えています。

○ 裁判員のモラル維持をどうするかとの問題があると思います。それと企業として裁判員制度を現実的に受け止めているのは少数であると思っています。現在の制度では、裁判員に選ばれた従業員がいたとしても、そのことが裁判所から雇用主である企業に伝わりません。裁判員として参加する人を支えるのは、雇用主である企業や地域のコミュニティですので、企業や地域のコミュニティにも何らかの通知が必要ではないかと思っています。

○ 裁判員になることについての情報の開示については、デリケートな問題があり、制度として裁判員候補者以外に通知をすることにはなっていません。その

ため、裁判員制度をバックアップしていただく方々への広報活動が必要であると思っています。裁判員としても、送り出していただく側の理解を得られないことには、安心して裁判員裁判に参加していただけないこととなります。

○ 企業としては、従業員が裁判員として参加する場合には有給休暇を与えるためには、何らかの書面が必要になると考えています。

□ 裁判員候補者に対する呼出状には、裁判員裁判の日程が記載されていることから、裁判員候補者自身が雇用主に対し呼出状を示すこととなります。呼出状の提示を受ける企業にも分かりやすいものとするよう工夫が必要になると思います。

○ 検察庁では、被疑者に対する取調べの可視化の観点から、取り調べの録画についてはどのように取り組んでいるのでしょうか。

△ 検察庁では、被疑者に対する取調べの可視化という観点での録画を行ってはいません。違法な取調べがないことを立証するために取調べの一部録画をしており、現実の裁判に証拠として提出されたこともあります。

被疑者に対する取調べの可視化については、今後の課題として検討を考えているところです。

○ 一部録画であるとしたら、検察官に有利な部分のみの録画となり、その前後のやりとりが録画されないことについて問題はないのでしょうか。

△ 一部録画については、取調べの方法等に疑念が抱かれるような事件に行われるものであり、取調べ当初から否認をしている事件の場合は、録画はしていません。

○ 裁判員裁判においては、公判前整理手続が重要になると考えていることから、報道関係者としては、できる限り公判前整理手続の内容について公表していただきたいと考えています。

裁判員としては、被告人が有罪か無罪かを判断することは可能であると考えますが、量刑について判断することは難しく、裁判官から過去の判例を示され

ると、それに流されるおそれもあり、評議の中で裁判官の意見を言うタイミングが問題であると思っています。

裁判員経験者の記者会見を開くことが検討されているようですが、裁判員経験者にはできる限り評議における感想を話す場を作っていただきたいと考えています。

検察官と弁護士との間に、プレゼンテーション技術の差ができることで、裁判員が受ける印象がどうなるのか不安を持っています。

○ 御指摘のとおり、弁護士のプレゼンテーション技術は、検察官よりも劣っていると思います。理由としては、検察庁は、組織的に研修を行い、技能を蓄積しているのに対し、弁護士は、個人で必要な準備や勉強をしなければならないからです。必ずしもパワーポイントを使用したプレゼンテーションを行う必要はなく、工夫次第で分かりやすい主張立証ができるとの意見もありますが、個人で対応することには限界があり難しいと思う半面、それぞれの弁護士の心がけ次第でもあり、検察官との差は大きいと考えています。

□ 評議の場において、法律のプロとしての裁判官と一般人である裁判員とどうまく議論ができるかどうかについては、どう思われますか。

○ 被告人が否認している事件で、有罪か無罪の議論はしやすいと思います。しかし、量刑についての議論では、裁判官に頼りがちにならないかという心配があります。

また、裁判員裁判のために、法廷などへ各種機器が導入されたようですが、そういった機器が導入されればされるほど、不具合が生じたときの対処方法を検討しておく必要があると思います。

ところで、裁判員裁判のうち7割程度が3日間の審理日程になるとの説明でしたが、1日や2日間での審理日程の裁判員裁判も予定されているのでしょうか。

○ 1日での審理日程の裁判員裁判は難しいのではないかと考えていますが、事

案によっては、2日間での審理日程の裁判員裁判は可能ではあると思っています。

- できれば、裁判員として裁判員裁判に参加したいと思っています。年配の世代には受け入れられにくいかもしれませんが、若い世代に定着させることができれば裁判員制度は必ず成功すると思います。裁判員を経験したことが誇りになるような社会になってほしいと思っています。
- 裁判員制度は見直しがされるのでしょうか。
- 法律として3年後に見直しをすることが予定されており、最高裁判所は、そのための有識者会議を設けています。
- 現在の裁判員に課せられる守秘義務は重いのではないかと思います。